

議題（１）規約・規程の改正（案）について

１．箕面市地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）

（１）改正理由

本市役職変更に伴い、本規約を改正するものである。

（２）改正内容（参考資料①）

第５条第４項に基づく別表中、「箕面市 地域創造部長」を「箕面市 地域創造部 地域創造推進監」に、「箕面市教育委員会 副教育長兼子ども未来創造局長」を「箕面市教育委員会 子ども未来創造局長」に改める。

なお、本規約改正は令和３年４月１日から施行する。

（３）新旧対照表

旧		新	
別表（第５条関係）		別表（第５条関係）	
区分	委 員	区分	委 員
第５条 第１項 第１号	箕面市 副市長（市長が指名する副市長）	第５条 第１項	箕面市 副市長（市長が指名する副市長）
	箕面市 市政統括監	第１号	箕面市 市政統括監
	箕面市 地域創造部長		箕面市 地域創造部 地域創造推進監
	箕面市 健康福祉部長		箕面市 健康福祉部長
	箕面市教育委員会 副教育長兼子ども未来創造局長		箕面市教育委員会 子ども未来創造局長
略	略	略	略

2. 箕面市地域公共交通活性化協議会分科会規程の改正（案）

（１）改正理由

本市役職変更に伴い、本規程を改正するものである。

（２）改正内容（参考資料②）

第３条に基づく別表中、「箕面市 地域創造部 副部長」を「箕面市 地域創造部 地域創造推進監」に改める。

なお、本規程改正は令和３年４月１日から施行する。

（３）新旧対照表

旧	新																
別表（第３条関係） （路線バス網再編検討分科会） <table><tr><th></th><th>構 成 員</th></tr><tr><td>１～１０</td><td>略</td></tr><tr><td>１１</td><td>箕面市 地域創造部 副部長</td></tr><tr><td>１２～１５</td><td>略</td></tr></table>		構 成 員	１～１０	略	１１	箕面市 地域創造部 副部長	１２～１５	略	別表（第３条関係） （路線バス網再編検討分科会） <table><tr><th></th><th>構 成 員</th></tr><tr><td>１～１０</td><td>略</td></tr><tr><td>１１</td><td>箕面市 地域創造部 地域創造推進監</td></tr><tr><td>１２～１５</td><td>略</td></tr></table>		構 成 員	１～１０	略	１１	箕面市 地域創造部 地域創造推進監	１２～１５	略
	構 成 員																
１～１０	略																
１１	箕面市 地域創造部 副部長																
１２～１５	略																
	構 成 員																
１～１０	略																
１１	箕面市 地域創造部 地域創造推進監																
１２～１５	略																
（オレンジゆずるバス検討分科会） （専門部会） <table><tr><th></th><th>構 成 員</th></tr><tr><td>１～７</td><td>略</td></tr><tr><td>８</td><td>箕面市 地域創造部 副部長</td></tr></table>		構 成 員	１～７	略	８	箕面市 地域創造部 副部長	（オレンジゆずるバス検討分科会） （専門部会） <table><tr><th></th><th>構 成 員</th></tr><tr><td>１～７</td><td>略</td></tr><tr><td>８</td><td>箕面市 地域創造部 地域創造推進監</td></tr></table>		構 成 員	１～７	略	８	箕面市 地域創造部 地域創造推進監				
	構 成 員																
１～７	略																
８	箕面市 地域創造部 副部長																
	構 成 員																
１～７	略																
８	箕面市 地域創造部 地域創造推進監																
（市民部会） 略	（市民部会） 略																

3. 箕面市地域公共交通活性化協議会事務局規程の改正（案）

（１）改正理由

本市役職変更に伴い、本規程を改正するものである。

（２）改正内容（参考資料③）

第３条中、「箕面市地域創造部副部長」を「箕面市地域創造部交通政策室長」に改める。

なお、本規程改正は令和３年４月１日から施行する。

（３）新旧対照表

旧	新
(事務局長等) 第３条 事務局長は、 <u>箕面市地域創造部副部長</u> をもって充てる。	(事務局長等) 第３条 事務局長は、 <u>箕面市地域創造部交通政策室長</u> をもって充てる。